

# 社会福祉法人徳栄会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人徳栄会（以下「当法人」という）定款第6条および第8条第21条の規定に基づき役員（理事及び監事）及び評議員等（以下「役員等」とする）評議員選任・解任委員の報酬等についてもこの規定で定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事、監事及び評議員を役員等という。
- (2) 常勤役員とは、この法人の勤務場所に勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤役員で、当法人が運営する施設の職員には報酬等の支給はしない。
- (2) 非常勤役員については、職務に応じた報酬を支給することができる。
- (3) 旅費交通費規程に基づき、その実費相当額を支払うことができる。

## (常勤役員・非常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 報酬等の算定方法は別表に基づき支払う。

- (1) 常勤役員・非常勤役員（評議員選任・解任委員を除く）の報酬は理事会、評議員会、監事監査等への職務に従事したとき、1日当たり10,000円を支給することができる。但し、源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税額1,137円を預かり納付するものとする。（表1）
- (2) 評議員選任・解任委員の報酬は評議員選任・解任委員会への職務に従事したとき、外部委員のみ1日当たり、5,000円を支給することができる。但し、源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税額510円を預かり納付するものとする。（表2）

## (報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員及び評議員選任・解任委員に対する報酬はそれぞれ職務に従事した時に支給することができる。

(旅費交通費)

第6条 旅費交通費の実費は旅費交通費規程による

(改正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合は理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成28年11月7日より適用する。

この規程は、令和2年4月1日より適用する。

〔別表〕 報酬等の算定方法

表 1

	報 酬（日額）
理事会出席報酬等	11,137円

$$11,137 \text{ 円} \times 10.21\% = 1,137$$

	報 酬（日額）
評議員会出席報酬	11,137円

$$11,137 \text{ 円} \times 10.21\% = 1,137$$

表 2

	報 酬（日額）
評議員選任・解任 委員会出席報酬	5,510円

$$5,510 \text{ 円} \times 10.21\% = 510$$